

令和6年度宗務計画書

所 管 部 署	人権擁護推進本部	作 成 日	2024. 4. 1
---------	----------	-------	------------

業 務 名	人権教育啓発業務	業務事業コード	C043
-------	----------	---------	------

実 施 根 拠	■宗制 □内規 □その他 ()		
	規程等の名称	曹洞宗人権擁護推進本部運営規程	

直接経費の予算科目

会計区分	歳出科目	款-項-目-節	科目名
一般会計	経常部	7-1-1-2	人権教育啓発資料費
		7-1-1-3	人権教育啓発費
		7-1-1-4	推進費
		7-1-1-5	各種研修委員会等日当
		7-1-1-6	各種研修委員会等車賃

宗 務 計 画

【業務の目的】

曹洞宗人権擁護推進本部運営規程第2条に「人権本部は、宗門の伝統、宗旨及び教義に則り、宗門が一体として取り組むべき基本的人権の擁護及び部落差別をはじめとする不当な差別的取扱いの解消に資するため、人権教育及び人権啓発に係る必要な施策の推進を図るものとする。」と規定される。このため必要な教育啓発を推進することを目的とする。

【業務の内容】

人権教育啓発資料作成

目 的：寺院、教区、両大本山、僧堂等における人権教育及び人権啓発を広範に推進する。

説 明：人権教育啓発のための資料を作成する。

また、令和6年度以降複数年を掛け、『基礎テキスト「人権」』学習用の補助資料として、項目ごとの副読本や内容に対応した映像資料の作成を、資料作成委員会を設け、本部との協働で企画している。

【成果目標・実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教区における学習会の報告書提出数	実績	387	436	441	447	
	目標値	773	773	773	773	773

人権擁護推進主事研修会

目 的：各宗務所管内における人権教育啓発活動の主導的役割を果たすことになる、人権擁護推進主事に対して効果的な学習の場を提供し質の向上を目指す。

説 明：66宗務所の人権擁護推進主事を対象とした研修会を年度中2回、現地学習を含む2泊3日（1泊2日）の日程で開催する。人権擁護推進主事の任期4年間で全8回の研修会のうち、前半4回を部落差別問題等これまで宗門が関わってきた事柄を主題とし、後半4回を社会情勢や時宜に即した問題を中心に扱うことを基本として計画している。

これにより対象となる人権主事の効果的な学習の積み重ねを期待する。

日 程：①令和6年9月11日～13日（年度第1回目）

②令和6年3月中を予定（年度第2回目）

会 場：①京都府内・奈良県内他

②東京都内予定

【成果目標・実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アンケートで「分散会で自ら考え、気づきや疑問を持つことができた」と回答した受講者の割合	実績	-	-	-	66	
	目標値	-	-	-	66	66

管区役職員研修会

目 的：宗務所役職員、管区教化センター役職員を対象とした人権学習の機会を提供することで、受講者各人の資質向上を図り、管区内における実情や課題を共有する機会とする。

説 明：宗務所役職員、管区教化センター役職員及び宗議会議員を対象とした研修会開催を補助する。管区ごとに当番（宗務所または教化センター）が決定され、当番を中心として研修会の運営を行い、人権本部は経費を支出する。

テーマ及び現地学習を含めた内容、講師は独自に選定されるため、部落差別問題のみならず当番宗務所所在地域の歴史的的特色や抱える問題に応じた研修会となり、これにより比較学習を可能とする。

*業務見直しにより令和6年度は北海道、東北、関東、北信越、四国管区にて開催、令和7年度は東海、近畿、中国、九州管区にて開催とし、それ以降の開催を予定しないことと決定した。

【活動目標・実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研修会を開催した管区数	実績	9	9	9	9	
	目標値	9	9	9	9	5

人権教育啓発相談員協議会

目 的：多岐に及ぶ人権的課題や本部企画事業に関する共有と協議、および人権擁護推進本部とともに人権教育及び人権啓発の推進に取り組む人材の養成

説 明：人権擁護推進本部が必要に応じて人権教育啓発相談員を任命する。現在任命の相談員は10名。相談員は本部事業の方針の決定や本部主催事業等に対する補佐的役割を果たすため、協議会を開催し、時宜に即したテーマでの研修を行っている。

相談員は指導者、講師としての役割も担うことから、各相談員の資質向上を目的とした研修を協議会日程の中に組み入れることも

【活動目標・実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協議会の開催数	実績	3	3	3	5	
	目標値	4	4	4	4	4

両大本山集中人権学習会

目的：両大本山安居者及び役寮が被差別戒名物故者追善法要に臨むにあたり部落問題について改めて理解を深めること。

説明：両大本山安居者及び役寮を対象とした人権学習会の開催。

講師の人選は両大本山と協議の上で選定し、主として部落差別問題や差別戒名について集中して学習する。通例では両大本山主催の被差別戒名物故者追善供養の前に実施している

大本山永平寺：8月21日～23日・大本山總持寺：7月25日～27日

両大本山被差別戒名物故者追善法要

目的：改めて反省し、真摯に部落差別問題と向き合うことを再認識するため

説明：毎年度両大本山主催にて交互に被差別戒名物故者追善法要が執り行われ、本部より随喜する。

*内献の場合は供花を奉呈

【活動目標・実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学習会の 開催数	実績	2	2	2	2	
	目標値	2	2	2	2	2

ふくしま故郷再生プロジェクト

目的：東日本大震災に起因する人権問題の調査と啓発

説明：2011年3月の東日本大震災、福島第一原発事故の被害者に対する人権を含めた状況の聞き取り調査を継続して行い、成果として『曹洞宗報』上に記事を掲載するなどしている。2022年の教区人権学習の教材となった映像資料『ここから』の作成にあたり対象者への協力を依頼するなどしている。

朝鮮半島出身者の無縁遺骨集約事業

目的：朝鮮半島出身者の無縁遺骨の奉還

説明：2005年より開始した調査は終了しており、現在は遺骨返還までの準備段階として、一寺院内に集約保管している。国家間の問題でもあり、外交状況の変化も影響するため、進捗状況に著しい変化はない。現在一か所に集約し、保管を委託しており、当該寺院での法要に際しては本部員が随喜、焼香している。

宗務所人権学習補助

目的：宗務所主催の人権学習に対する補助することにより、宗務所管内における人権教育及び人権啓発を推進する。

説明：各宗務所主催の任意の人権学習会に対して、令和6年度は、年度中1回30,000円の補助を行うことを決定した。なお、ハンセン病療養所における研修会は別の算定基準となるため、併せて一宗務所あたり2回分の補助費支出を可能とする。

人権擁護推進委員会における学習など、大規模研修の際の補助金額はこの限りではない。

【活動目標・実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助費の 支出件数	実績	6	8	13	14	
	目標値	66	66	66	66	66

【予算額・内訳】

千円(百円以下は四捨五入)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	直接経費	16,731	33,500	36,122	40,800	36,365
	人件費	-	-	-	8,863	7,969
	合計	16,731	33,500	36,122	49,663	44,334

【執行額・内訳】

千円(百円以下は四捨五入)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
執 行 額	直接経費	8,886	14,622	22,826
	人件費	-	-	-
	合計	8,886	14,622	22,826